

「保護預り規定（封緘預り）」新旧対比表

（赤字が改定箇所、黒字下線は削除箇所。条文番号の表記変更のみの箇所は省略）

項番	改定前（保護預り規定（封緘預り証書式））	改定後（保護預り規定（封緘預り））
1	（保管物の範囲） （１）、（２）省略 （３）新設	（保管物の範囲） （１）、（２）現行通り （３）爆発物、銃刀類等法令により所持が禁止されているもの、変質、腐敗、発熱、発火の懸念がある等、保護預りの通常の用法による保管に適さないものは格納することはできません。
3	（使用料） （１）貸金庫の使用料は、当行が別に定める料金表により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、利用主が指定した預金口座から、<u>普通預金・総合口座</u>通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。振替日において指定預金口座の残高が使用料の金額に満たないときはただちに入金してください。当行は振替日以外であってもこの口座振替の方法で自動引き落としをすることができるものとします。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する1カ月として、その月から月割計算により支払って下さい。 （２）省略 （３）契約期間中に解約があった場合は、第１項のすでに支払い済みの使用料は解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。	（使用料） （１）貸金庫の使用料（消費税を含む）は、当行が別に定める料金表により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、利用主が指定した預金口座から、通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。振替日において指定預金口座の残高が使用料の金額に満たないときはただちに入金してください。当行は振替日以外であってもこの口座振替の方法で自動引き落としをすることができるものとします。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する1カ月として、その月から月割計算により支払って下さい。 （２）使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。 （３）契約期間中に解約があった場合、第１項のすでに支払い済みの使用料は解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。
4	（保護預り品の受け渡し等） 保護預り品（封緘物）の受け渡しを請求するときは、利用主または利用主があらかじめ届出た代理人が当行所定の開閉票に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。	（保護預り品の受渡し等） 保護預り品（封緘物）の受渡しを請求するときは、利用主または利用主があらかじめ届出た代理人（以下「代理人」という）が当行所定の開閉票に届出の印章により記名押印して保護預り証書（以下「証書」という）とともに提出してください。
5	（届出事項の変更等） （１）この印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 （２）省略	（届出事項の変更等） （１）印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 （２）現行通り

6	新設	(成年後見人等の届け出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。 (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2 項と同様に当店に届け出てください。 (4) 前3 項の届出事項に取り消しまたは変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。 (5) 前4 項の届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
7	6. (証書、印章、鍵の喪失時等の取扱い) この証書、または印章を失った場合の保護預り品の受け渡しまたは証書の再発行は、当行所定の手続後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。	7. (証書、印章、鍵の喪失時等の取扱い) 証書、または印章を失った場合の保護預り品の受渡しまたは証書の再発行は、当行所定の手続後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
8	7. (印鑑照合等) この証書、開閉票、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて保護預り品の受け渡しその他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。	8. (印鑑照合等) 証書、開閉票、諸届その他の封緘預り取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて保護預り品の受渡しその他の取扱をしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
9	8. (損害の負担等) (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、保護預り品の受け渡しの申し出には直ちに応じられない場合であっても、このために生じた損害について、当行は責任を負いません。 (2) 前項の事由による保護預り品の内容物の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。 (3) 省略	9. (損害の負担等) (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由、または当行の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、保護預り品の受渡しの申し出には直ちには応じられない場合であっても、このために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) 前項の事由による保護預り品の内容物の紛失、滅失、棄損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。 (3) 現行通り
10	9. (反社会的勢力との取引拒絶) この保護預りは、第10条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第10条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当行はこの保護預りの利用申込をお断りするものとします。	10. (反社会的勢力との取引拒絶) この保護預りは、第11条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第11条第3項各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの保護預りの利用申込をお断りするものとします。

11	10. (解約等) (1) この契約は、利用主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、証書の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ、<u>この証書</u>を提出し、保護預り品を引取ってください。なお、<u>この証書</u>、または印章を失った場合に解約するときは、このほか第6条に準じて取扱います。 (2)、(3)、(4) 省略 (5) 第1項または第3項による保護預り品の引取り手続が3か月以上遅延したときは、当行は開封のうえ、保護預り品の内容物を別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は開封に際して公証人等に立合いを求めることができるものとします。これらに要する費用は利用主の負担とします。 (6) 省略	11. (解約等) (1) この契約は、利用主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、証書の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ提出し、保護預り品を引取ってください。なお、証書、または印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。 (2)、(3)、(4) 現行通り (5) 第1項または第3項による保護預り品の引取り手続が3か月以上遅延したときは、当行は開封のうえ、保護預り品の内容物を別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は開封に際して公証人等に立合いを求めることができるものとします。これらに要する費用は利用主の負担とします。 (6) 現行通り
14	13. (譲渡、質入れ等の禁止) この契約による利用主の権利および<u>この証書</u>は譲渡または質入れすることはできません。	14. (譲渡、質入れ等の禁止) この契約による利用主の権利および証書は譲渡または質入れすることはできません。
15	新設	(規定の変更等) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行のウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。